

四監査第 108 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 5 日

四国中央市監査委員 安 部 弘

四国中央市監査委員 谷 國 光

監査結果報告書

1 準拠基準

四国中央市監査委員監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査の対象及び実施日

監査対象団体	補助金の名称	所管部局	実施日
公益社団法人四国中央市 シルバー人材センター	四国中央市高齢者 労働活用事業補助金	福祉部 長寿支援課	令和5年9月28日
	シルバー人材センター 施設整備事業補助金		

4 監査の範囲

主として令和4年度に執行された当該補助金に係る出納その他の事務執行について

5 監査の期間

令和5年9月14日から9月28日まで

6 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体の当該補助金に係る出納その他事務執行が、補助金の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかを主眼とする。

(1) 所管部局関係

- ア 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- イ 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ウ 条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等によりなされているか。

(2) 団体関係

- ア 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 補助金等の額の算定、手続等は適正か。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備や保存は適切か。

オ 補助金に係る収支の会計及び精算報告は適正か。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

7 監査の実施内容

事務局職員は、財政援助団体及び所管部局から提出された関係書類、諸帳簿等により事前調査を行い、その結果について監査委員に報告する。監査委員は、財政援助団体に係る事務執行等が、その目的に沿って行われているかについて、事務局職員の報告や提出資料に基づき検証及び確認を行うとともに、関係者からの説明を聴取することにより監査を実施した。

8 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務執行は、当該財政的援助等の目的に沿って行っており、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正又は改善及び検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準第16条第4項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で留意または改善を促したので記述を省略する。

【意見】

ア 高齢者労働活用事業補助金に係る補助事業実績報告書について、事業別の決算額内訳表及び補助対象経費が明確に区別できる補足資料を添付していただきたい。

イ シルバー人材センター施設整備事業補助金は、シルバー人材センターの土地建物に係る借入金の元利償還金について補助するものであるが、令和4年度で返済が終了したため、今回が最後の交付となった。建物の耐用年数にはまだ余裕があるが、将来の修繕や改築に備え、計画的に積立てを行うなど、資金確保に留意されたい。

ウ 新型コロナウイルス感染症による外出自粛や、企業の定年延長などの影響により、会員数は減少傾向にあるが、請負と派遣を合わせた就業実人員はほぼ前年度並となっており、高齢者の就業機会確保に貢献している。また、ボランティア活動やサークル活動などを通じて、会員の社会参加の促進や生きがいの充実が図られている。今後も意欲ある高齢者が積極的に社会とかがわっていけるよう、適正就業ガイドラインに沿った安全で適正な仕事のあっせんをお願いしたい。

公益社団法人四国中央市シルバー人材センター

1 沿革

- 昭和 57 年(1982 年) 社団法人全国シルバー人材センター協議会設立
(現、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会)
- 平成 4 年(1992 年) 社団法人伊予三島市シルバー人材センター設立
- 平成 6 年(1994 年) 社団法人川之江市シルバー人材センター設立
- 平成 10 年(1998 年) 社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会設立
(現、公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会)
- 平成 16 年(2004 年) 社団法人四国中央市シルバー人材センター設立
- 平成 23 年(2011 年) 社団法人等の改革により「公益法人」に変更

2 設立の目的

高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保するとともに組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与する。

3 主たる事務所の所在地

四国中央市金生町下分 825 番地 1

4 組織（令和 5 年 3 月 31 日現在）

役員 理事 16 人、監事 2 人

事務局（本部事務所、西部事務所、土居連絡所、新宮連絡所）13 人

会員 935 人（男 584 人、女 351 人）

5 実施事業（定款で定めている事業）

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保するとともに組織的に提供する事業
- (2) 就業を希望する高齢者のための職業紹介事業又は労働者派遣事業
- (3) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う事業
- (4) 就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (5) 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

6 令和4年度事業実績

	受注件数 (件)	就業実人員 (人)	就業延人員 (人日)	就業率 (%)	契約金額 (円)
受託事業	4,750	502	56,316	53.7	302,216,147
労働者派遣事業	155	295	32,659	70.9	190,518,611
全体	4,905	713	88,975	76.3	492,734,758

※全体の就業実人員は、受託事業、労働者派遣事業のどちらか、または両方で就業した会員数

7 財政援助の概要

(1) 四国中央市高年齢者労働活用事業補助金

令和4年度交付額 12,329,000円 (国庫補助金算定方法による)

補助金交付の根拠 「四国中央市シルバー人材センター補助金交付要綱」

(2) シルバー人材センター施設整備事業補助金

令和4年度交付額 10,369,616円

補助金交付の根拠 「四国中央市シルバー人材センター建設事業費補助金交付要綱」

令和4年度償還実績 (令和4年度で償還終了)

土地取得に係る償還金 3,778,851円 未済額0円

建設費に係る償還金 6,590,765円 未済額0円